



法律関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとしてお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。



債権回収に関する法律問題

債権回収の7つの方法



弁護士が、売掛金・債権を回収します！

(1) 弁護士が、取引先に電話・面談して催促する

債権や売掛金が回収できない場合、多くの会社では、弁護士に相談する以前に、自社で電話や面談による催促を行っておられるものと思われます。しかし、弁護士が電話や面談で交渉することで、取引先の反応が変わることがあります。つまり、弁護士が電話することで、取引先にこちらの本気度が伝わり、「支払わざるを得ないな」と思われる可能性が高くなります。

(2) 弁護士が、(弁護士名で)内容証明郵便で催促・督促する

弁護士に依頼しなくても、自ら、売掛金等を請求する内容の内容証明郵便を作成してこれを相手方に送付することもできます。しかし、会社が会社名で内容証明郵便を送付した場合、相手方に対する強制力はさほど強くありません。

これに対して、弁護士が弁護士名で内容証明郵便を送付した場合、取引先は「このまま支払わないでいると裁判を起こされるかもしれない」と考え、支払いに応じる可能性が高くなります。

実際、内容証明郵便には、「期限内に支払わなければ法的措置を講じる」と明記しますので、相手方は、「支払わざるを得ないな」と思われる可能性が高くなるのです。

(3) 民事調停手続をする

調停は、裁判所を利用する手続ですが、弁護士を立てずに、自ら調停の申立を行うことも可能です。しかし、調停はあくまで話し合いですから、相手方がそもそも裁判所に出頭しなければ成立しません。また、狡猾な相手になると、不当な引き延ばしを行うこともあり、さほど実効性がない恐れがあります。

これに対して、弁護士に依頼して調停を申し立てた場合には、相手には、裁判所へ出頭しなければならないという気持ちや、このまま調停が成立しなければ次は訴訟になるという気持ちや、芽生えやすいと言えます。

【お問合せ】**弁護士法人よつば総合法律事務所** 弁護士 大澤 一郎

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



(4) 支払督促手続

支払督促手続とは、「支払督促」という書類を裁判所から相手方に送付して貰い、相手方の反論がなければ、「支払督促」に記載された債権を公的に認めて貰うことができるという制度です。

しかし、相手方が異議を申し立てた場合には、「支払督促」は効力を失ってしまいます。このようなことから、支払督促手続については、弁護士が代理して行うケースは稀です。

(5) 少額訴訟手続

少額訴訟手続とは、60万円以下の金銭の支払を請求する訴訟を提起する際に求めることができる特別な訴訟手続で、原則として審理を1回のみで終わらせて直ちに判決を行う手続です。

しかし、少額訴訟も、相手方が応じず、通常訴訟への移行を求めた場合には、通常訴訟へ移行されてしまいますので、時間を浪費するおそれがあります。また、少額訴訟によってなされた判決に、相手方が異議の申し立てた場合、再び審理をやり直すこととなり、大きく時間を浪費してしまいます。このようなことから、弁護士は、あえて少額訴訟手続を選択せず、最初から通常の訴訟手続を選択するのが通常です。

(6) 訴訟手続

訴訟手続は、債権・売掛金を回収する方法としては一番の正攻法です。

訴訟手続については、時間がかかるというイメージをお持ちの方も多かもしれませんが、実は第1回目の裁判期日終了後直ちに判決が出るケースが非常に多いのです。

また、相手方が裁判期日に出頭した場合でも、事実関係を争うことなく「一括では支払えないので、分割払いにして欲しい。」等と和解の申し入れをしてくるケースも多く、直ちに判決とはいかないにしても、裁判上の和解交渉がまとまらないときはいつでも和解交渉を打ち切って、早期に判決を貰うことができます。また、相手方の住所が判明しない場合でも、公示送達により、判決を貰うことが可能です。(訴訟手続により判決を貰ったとしても、取引先が判決に従わず、代金を支払ってくれないことも考えられます。しかし、その場合でも、強制執行手続の前提として先に判決を取得しておくことには大きな意味があります。)

【お問合せ】**弁護士法人よつば総合法律事務所** 弁護士 大澤 一郎

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



(7)強制執行手続

確定判決、和解調書、調停調書などは「債務名義」と呼ばれ、相手方が任意の支払に応じない場合、裁判所に強制執行を求めることができます。強制執行には、大きく分けて、①不動産執行、②動産執行、③債権執行の3種類がありますが、一般の企業において強制執行といえば、一番多いものは③債権執行です。

債権執行の中心は銀行預金の差押えといえます。銀行預金を差押えれば、回収すべき金額の範囲内である限り、差押時の預金残高をそのまま回収することができます。

また、相手方が企業であれば、仮にその口座にほとんど預金がなかったとしても、営業に重大な支障が生じるため、任意に代金を支払わせることができる場合があります。

また、相手方が債権・売掛金を有している相手方の取引先が判明している場合には、相手方の有する当該債権・売掛金を差押えることもできます。相手方は、自らの取引先からの信用を失いたくないとの理由から、差押後に任意に支払ってくる可能性もあります。

このように、強制執行手続は債権回収における最後の手段として非常に有効です。最初から弁護士に相談しておけば、強制執行まで含めた債権回収のトータルサポートが可能です。

取引先が、債権・売掛金を支払わない場合、まずはお気軽に弁護士にご相談下さい。

【お問合せ】**弁護士法人よつば総合法律事務所** 弁護士 大澤 一郎

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談



ニュースレター第4号では、法律問題のニュースレターに加えて、事務局 畑田・柚原の紹介をさせていただきます。インタビュアーは所長の大澤弁護士です。

畑 田



事務局の畑田です。宜しくお願い致します。

Q1 畑田さんはどうして法律事務所で働こうと思ったのですか。

A1 私は信頼を必要とし、責任のある仕事にやりがいを感じます。大学時代法学部で学んでいたこともあり、興味・関心の高い法律の世界に携わり、少しでも誰かの役に立てることができたらと思いました。

Q2 畑田さんのリフレッシュ法はなんですか。

A2 旅行です。自然の中 気持ちの良い場所 力を与えてくれる場所 そういふところを見つけてたまに訪れてみる、それだけで気持ちと体を回復させてくれて、素直なその時の自分に向き合える気がします。

Q3 最後に、メッセージをお願いします！

A3 仕事を通じて、皆様の生活の一部に介入するという事の自覚を持ち、依頼者の方に安心してお話頂ける事務員になりたいと思っております。

まだまだ未熟ものではありますが、どうぞよろしく御願いたします。



Q2 お休みの日はどんなことをして過ごしていますか。

A2 週末は社会人ラグビークラブチームの練習に参加をしています。体を動かすと、リフレッシュすることができます。また、大好きなお笑いDVD鑑賞をするのも私の癒しの時間となっています。

Q3 最後に、メッセージをお願いします！

A3 当事務所に関わる皆様一人一人が、笑顔で幸せになれるお手伝いができればと思っております。これからもっと知識と経験を積んで、信頼される事務局となれるよう、日々努力して参ります。宜しくお願い致します。

事務局の柚原です。宜しくお願い致します。

Q1 柚原さんはどうして法律事務所で働こうと思ったのですか。

A1 「人と接する仕事」、「人をサポートする仕事」がしたいと思っていました。より多くの人を笑顔にでき、自分の成長にもつながる、責任とやりがいを感じることでできる仕事だと考えたからです。



柚 原

【お問合せ】**弁護士法人よつば総合法律事務所** 弁護士 大澤 一郎

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談